

プレスリリース

記者発表資料
平成27年10月28日
農林水産部水産業基盤整備課
担当 柴久喜、須藤
内線 2943

コイヘルペスウイルス（KHV）病の検査結果について

仙台市の梅田川支流でへい死していたコイについて、10月23日に検体を採取し、宮城県水産技術総合センターで下記のとおりKHVの確定診断を実施したところ10月28日に陽性と判定されました。

なお、今回へい死が確認された梅田川支流を含む七北田川水系は、平成17年6月にKHV病の発生が確認されたことから、すでに内水面漁場管理委員会指示が発動され、同水系からコイの持ち出し、移植等が禁止されています。

記

検 体：平成27年10月23日 5尾斃死、うち5尾を検体として診断
結 果：平成27年10月28日 KHV病 5尾陽性

この結果を受けて、疾病蔓延防止対策について関係者と協議の上、対応して参ります。

〈参考〉

1 コイヘルペスウイルス病とは

コイヘルペスウイルス病とは、マゴイとニシキゴイに発生する病気で、発病しても目立った外部症状は少なく、鰓の退色やただれが見られる程度です。また、死亡率が高い病気で現在までワクチンなどの有効な治療法はありません。

なお、この病気は感染力が強いことから、発生した水域からコイを移動させないことがまん延防止を図る上で重要な方策となります。

2 人への影響について

コイヘルペスウイルスは、コイ以外の魚や人への感染はありません。また、仮に感染したコイを食べたとしても、健康には全く影響はありません。

3 内水面漁場管理委員会について

内水面漁場管理委員会とは、漁業法に基づいて各都道府県ごとに設置され、水産動物植物の繁殖保護を図るために必要があるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止など、必要な指示を発動できる機関です。